

【原告の損害】

項目	原告主張額	備考	被告主張額	備考
(人損)				
治療費	¥250,000	〇〇病院100000, △△クリニック50000, ××接骨院100000 (訴状〇頁, 甲〇)	¥120,000	相当な治療期間はR1.8.31まで, ××接骨院は必要性なし (被告準備書面1)〇頁, 乙〇)
文書料	¥8,000	診断書4000×2 (訴状〇頁, 甲〇)	¥8,000	認める
通院交通費	¥10,000	〇〇病院5000, △△クリニック2000, ××接骨院3000(訴状〇頁, 甲〇)	¥6,000	相当な治療期間はR1.8.31まで, ××接骨院は必要性なし (被告準備書面1)〇頁, 乙〇)
休業損害	¥410,940	基礎収入日額13698×30 (訴状〇頁, 甲〇)	¥136,980	基礎収入額13698×10 (被告準備書面1)〇頁)
傷害慰謝料	¥1,160,000	別表Ⅰ, 6か月 (訴状〇頁, 甲〇)	¥530,000	別表Ⅱ, 3か月 (被告準備書面1)〇頁, 乙〇)
後遺障害慰謝料	¥1,100,000	自賠責14級9号 (訴えの変更申立書〇頁, 甲〇)	¥0	後遺障害の発生を争う (被告準備書面2)〇頁, 乙〇)
逸失利益	¥1,930,425	基礎収入年額5000000×0.05(14級)×7.7217 (10年) (訴えの変更申立書〇頁, 甲〇)	¥0	後遺障害の発生を争う。なお, 仮に原告の主張が認められても喪失期間は5年 (被告準備書面2)〇頁, 乙〇)
小計	¥4,869,365		¥800,980	
過失相殺	¥0	被告がセンターオーバーした事案であり, 過失相殺は認められない (訴状〇頁, 甲〇)	¥80,098	原告に前方不注視があり, 10%過失相殺すべきである (被告準備書面2)〇頁, 乙〇)
過失相殺後	¥4,869,365		¥720,882	
既払金	¥250,000	訴状〇頁	¥250,000	認める
任意保険	¥250,000	訴状〇頁	¥250,000	認める
既払金控除後 (人損)	¥4,619,365		¥470,882	
(物損)				
修理費	¥800,000	分損である (訴状〇頁, 甲〇)	¥500,000	経済的全損である (答弁書〇頁, 乙〇)
小計	¥800,000		¥500,000	
過失相殺	¥0		¥50,000	
過失相殺後	¥800,000		¥450,000	
既払金	¥0		¥0	認める
既払金控除後 (物損)	¥800,000		¥450,000	
小計 (人損+物損)	¥5,419,365		¥920,882	
弁護士費用	¥541,936	小計の10%が相当である (訴えの変更申立書〇頁)	¥0	弁護士費用の発生を争う (被告準備書面2)〇頁)
合計	¥5,961,301		¥920,882	